

処 分 等 の 種 類	業務停止処分（15日間） （令和4年4月6日～4月20日）	
処 分 等 年 月 日	令和4年3月23日	
被 処 分 者	商 号 又 は 名 称	サーガス不動産株式会社
	代 表 者	澤田 和吉
	免許番号及び免許年月日	京都府知事（3）12767号 平成20年11月17日
	主たる事務所の所在地	京都市中京区御池通高倉西入高宮町200 千代田生命京都御池ビル9階
処 分 の 内 容	宅地建物取引業法（以下「法」という。）第65条第2 項の規定による業務停止 （法第65条第2項第4号に該当）	
処 分 の 理 由	被処分者は、宅地建物売買契約の媒介業務において、 買主から法違反の疑いがある旨申し出があり、事実確 認を行うため、令和3年12月から令和4年1月までの 間に、3回にわたり、法第72条第1項の規定による報 告命令を発出したが、正当な理由なく、報告若しくは 資料の提出を行わなかったため。	